

## 利用規約

### 第1条【名称及び目的】

本クラブは「FitnessGym B-MODE」と称し（以下本クラブといいます）、会員の健康維持、体力向上に努め、ライフスタイルの改善を目指すことを目的とします。

### 第2条【入会資格及び手続】

本クラブは会員制とします。

本クラブに入会しようとする時は、本規約を承諾し、所定の入会申込書及び同意書・誓約書等が必要となります。次のいずれかに該当する方は本クラブの会員になることはできません。

- (1)本規約及び諸規則を遵守できない方
- (2)入会申込書などに含まれる「確認事項」や「同意書」などに同意できない方
- (3)入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない方
- (4)医師等により運動を禁止されている方
- (5)伝染病・感染症の患者
- (6)タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティングを含みます）のある方で、タトゥーの露出を一切行わないことに同意できない方
- (7)過去または現在において、暴力団の構成員または反社会的勢力に属している方、またはそれらに属する方と関係を有すると本クラブが判断した方
- (8)上記の事象が判明した時点で退会して頂きます

### 第3条【入会手続】

本クラブに入会する方は、所定の入会手続を行い、定める会費・入会時諸費用を支払うものとします。

入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名でお申込み頂きます。この場合の保護者は自らが会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第14条に定める本クラブの免責に同意するものとします。

### 第4条【利用料の支払】

会員は本クラブの定める月額会費等を所定の方法で所定の期日までに支払うものとします。

会員は実際のクラブ利用の有無にかかわらず、本クラブが定める会費等を支払う義務があります。

一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて一切返還致しません。

会員が会費等その他の債務を支払期日を過ぎても履行しない場合、再度クレジットカードまたは口座振替による決済を行う場合に発生する支払手数料等は会員が負担するものとします。

### 第5条【会員資格の喪失】

会員は次の場合に資格を喪失致します。

- ①退会した時
- ②死亡した時
- ③本クラブが閉鎖した時

### 第6条【会員資格譲渡禁止】

会員資格は本人に限り、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為、若しくは相続その他包括承継できないものとします。

### 第7条【クラブ施設の利用制限】

本クラブは次の事由により一部または全部の利用を制限することがあります。

その場合、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、会員に対し特別の補償は行いません。

- (1)台風、風水火災害、地震、その他異常気象、近隣等の事故により会員に災害がおよび、営業が困難と本クラブが判断した時
- (2)施設や設備の点検、整備、改修工事実施の時
- (3)法令の制度改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化があった時
- (4)その他止むを得ない事情が発生した時

前項の場合、事前にクラブ内に掲示及び本クラブのホームページにて告示することとします。

ただし気象災害や事故等緊急を要する場合はこの限りではありません。

### 第8条【クラブ施設の閉鎖・変更】

本クラブは次の事由により、施設の一部または全部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

その場合、別に定める場合を除き会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、会員に対し特別の補償は行いません。

- (1)台風、風水火災害、地震、その他異常気象、近隣等の事故により会員に災害がおよび、営業が不可能と本クラブが判断した時
- (2)法令の制度改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化があった時
- (3)経営上等止むを得ない事由が発生した場合にあって、3ヶ月前に予告の上解散した時

但し解散の理由が天災・地変・公権力の命令・強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。

### 第9条【遵守事項】

会員は以下の事項を遵守し、記載されたルール、慣習上のルール、スタッフの説明並びに指示に従わなければなりません。また以下の事項は禁止致します。なおクラブの施設外であっても他の会員、スタッフまたはクラブの運営に影響がある行為は同様に禁止とします。

- (1)物品販売や営業行為、勧誘行為、政治活動、署名活動
- (2)刃物などの危険物の持込み
- (3)物を投げる、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
- (4)大声、奇声を発する行為、他の会員やスタッフに対する暴力行為、威嚇行為、迷惑行為
- (5)タトゥーを露出させること（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）
- (6)施設又は器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品で施設を使用する事
- (7)トレーニングに相応しくない衣服、露出の多い服装、履物（サンダル・ハイヒール・草履・長靴等）
- (8)上半身または下半身裸、下着のみ、裸足、またはそれに準じる格好
- (9)正当な理由がなく他者の所持品に触れる事
- (10)酒気を帯びての入館
- (11)クラブの秩序を乱したり、その名誉、信用を毀損する事

#### **第10条【入館の禁止・退場】**

本クラブは以下のいずれかの項目に該当する会員につき、相当期間の入館禁止または退場を命じることができます。

- (1)本規約および諸規則を遵守しない方
  - (2)第2条に定める入会資格を欠いていると判断した方  
または入会の際、虚偽の申告をしたり入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった方
  - (3)体調不良、薬物使用等により正常な施設利用が出来ないと判断した方
  - (4)著しく不潔な身体や服装により、他の会員等第三者が不快に感じると判断した方
  - (5)上記の他、入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した方
- 本クラブへの入館禁止中の会員は禁止中も会費等を支払わなければなりません。

#### **第11条【休会手続および復帰】**

- (1)会員は自ら、若しくは法律上の権限を確認できる代理人が本クラブに来店、所定の休会届を記入し手続を行った上で、月単位で休会することができます。電話、メール、FAX等では受付できません。
- (2)休会手続きは、休会を開始する月の前月5日までにを行うこととし、休会開始月の1日から休会とします。  
各月の5日以降に休会手続きが取られた場合は翌々月の1日から休会となります。
- (3)休会手続きが完了しない場合、クラブ利用の有無にかかわらず規定会費の支払が必要になります。
- (4)休会終了日経過後、自動的に月単位で復帰扱いとなり、復帰月から規定の会費等を支払うものとします。

#### **第12条【規約退会】**

本クラブは会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員を強制的に退会させることができます。

- (1)本規約および諸規則を遵守しないとき。
- (2)本クラブ内外に関わらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、クラブの運営に影響が生じると判断されるとき。
- (3)第2条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。
- (4)会費等の滞納が2ヶ月間となったとき。  
滞納分は全額現金もしくは本クラブが指定した方法で支払わなくてはなりません。
- (5)本クラブより応答を求める連絡をしているにも関わらず、2ヶ月間応答をしなかったとき。
- (6)会員としてふさわしくない言動があったと認めるとき。
- (7)強制退会の場合、復会は出来ません。  
強制的に退会させられた会員に対して本クラブは、前納分または既払分の会費等があってもこれを返還することは致しません。

#### **第13条【退会手続】**

- (1)会員が自己都合により退会する場合、自ら若しくは法律上の権限を確認できる代理人が本クラブに来店、所定の退会届を記入し手続を行った上で、月単位で退会することができます。  
電話、メール、FAX等では受付できません。
- (2)退会手続は、退会を希望する月の5日までにを行うものとし、当該月の末日をもって退会となります。  
各月の5日以降に退会手続きがとられた場合は翌月の末日をもって退会となります。
- (3)退会手続が完了しない場合はクラブ利用の有無にかかわらず規定会費の支払が必要になります。
- (4)会費等の未納がある場合は退会届の提出までに完納しなくてはなりません。

#### **第14条【損害賠償責任】**

本クラブ内で生じた盗難、紛失、傷害、死亡その他の事故や損害等については、予測可能な損害であるか否かに関わらず、本クラブの責に帰すべき理由がない限り一切の責任を負いません。

会員ご自身、会員のご家族、相続人、受遺者その他利害関係人からのいかなる請求についてもお受けできません。

会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

#### **第15条【諸費用の改定】**

本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内掲示及び本クラブホームページに告知するものとします。